

平成20年5月1日から戸籍の窓口での本人確認が始まります

戸籍謄本・住民票等の請求の際に窓口で「本人確認書類」が必要になります。
（「戸籍法の一部を改正する法律」等の施行によります。）

「本人確認」に必要な書類は、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなど。
このような、官公庁発行の写真付身分証明書は1点のみの提示で結構です。

上記のような写真付身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳などを2点以上提示していただきます。

なお、本人であることを証明するものが何も無い場合は、窓口で本人確認のためのご質問をさせていただきますのでご協力をお願いします。

代理の方が請求するときは、代理の方の「本人確認」を行うとともに、さらに委任状による代理権限の確認も行います。

☆委任状には

日付、委任者（頼む人）の署名と押印、使用目的、提出先、必要な通数、代理人（窓口にくられる方）等の記入が必要になります。

本人以外、第三者による請求の場合は、窓口にくられた方の「本人確認」を行うとともに、「正当な理由」を請求書に詳しく記入していただきます。

戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系の親族の方（以下「本人等」といいます）は、戸籍謄本等を利用する理由を書く必要はありません。本人等以外の方については、「正当な理由」を請求書に詳しく書いていただきます。

☆「正当な理由」には

自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること、国や地方公共団体の機関に提出する必要があることなどが当てはまります。

また、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士など、これまで請求理由を書く必要がなかった職種の方も、今後は請求理由を書いて請求していただくことになります。

☆不正な請求のときには

偽り、その他の不正な手段によって戸籍謄本等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

郵便で請求するとき

本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所となります。

戸籍の届出のとき

婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁または認知の届出（以下「縁組等の届出」といいます）についても「本人確認」が必要です。

戸籍窓口に来られた方について「本人確認」を行います。

窓口に来られた方が本人確認書類を忘れて、使いの方が届書を窓口を持って来た場合には、「縁組等の届出」が受理されたことをご本人に通知します。

※ご理解・ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎77-3613 支所住民室 ☎78-2212